

岐阜県公報

第二千四百二十一号
平成二十五年二月十九日

(火曜日)

目 次

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	八五
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課)	八五
飼料の試験結果	(畜産課)	八六
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	八八
県営土地改良事業の変更計画の決定	(同)	八八
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課)	八九

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人明るい未来のある地域づくりを進める会

三 代表者の氏名 松浦 文雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市市之倉町八丁目三三四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、東濃地域及びその周辺でボランティア活動を行っている方々の支援に関する事業を行う。また、

これにより活性化されたボランティア活動によって、この地域で暮らす人々に対し、活き活きとした安全で住みやすい地域づくりを進めるための事業を行う。これらの事業により、社会教育の推進を図りながら、自然環境や社会資本をより良い状態で維持し、活力のある安全で安心な地域の構築に寄与することを目的とするものである。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年二月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業
流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三河屋

三 建物の名称及び所在地

静里ショッピングセンター

大垣市静里町字栄町一六五番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 愛知県小牧市大字小牧原新田二〇〇四番地の一

(変更後) 愛知県小牧市大字間々原新田字下新池九八七番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社川口屋スーパーチェン 代表取締役 川瀬泰則 外五者

(変更後) 株式会社三河屋 代表取締役 佐藤伸宏 外四者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年二月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業
流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三河屋

三 建物の名称及び所在地

静里ショッピングセンター

大垣市静里町字栄町一六五番地 外

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 二八六台

(変更後) 一一四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 一八箇所

(変更後) 一一箇所

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の一部区画

(変更前) 午前九時三〇分、翌午前〇時三〇分(年間六十日 午前九時から)

(変更後) 二十四時間

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第
五十六条第七項の規定により、平成二十四年十月に収去された飼料の試験の結果の概要

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下呂南部地区	下呂庁舎前掲示場	平成二五・二二・一九から 同三・一一九まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部（松林）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年二月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町の一部（木の実）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年二月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市駄知町の一部（駄知第2）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年二月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市土岐津町の一部（土岐市北部第3）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年二月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市大字根尾能郷の一部（能郷）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（大字根尾能郷の一部）の地籍図

岐阜県本巣市（大字根尾能郷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年二月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市野尻の一部（野尻6）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十二年

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（野尻の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（野尻の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年二月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
富加町

二 調査を行った地域
岐阜県加茂郡富加町滝田の一部（下滝田）

三 調査を行った期間
平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県加茂郡富加町（滝田の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡富加町（滝田の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十五年二月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
富加町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡富加町滝田の一部（下滝田）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡富加町（滝田の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡富加町（滝田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年二月十九日

平成二十五年二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社